国別情報整理シート(暫定版) (パナマ)

1. 生体牛口	こ関する情報			(パナ	\ /			
			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001–2005	2006-	合計
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
		英国						
		欧州(中程度汚染国) 欧州(低汚染国)						
4	輸入実績	米国						
生 体		カナダ						
# の		その他(メキシコ) 合計	データ無し	<u> </u> データ無し	<u>ー</u> データ無し	<u></u> データ無し	データ無し	データ無し
の		英国	7 771110	7 7/110	7 7/110	7 7/11/0	7 7/11/0	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
輸 入		欧州(中程度汚染国)						
	暴露要因となった 可能性のある	欧州(低汚染国) 米国						
	輸入牛	カナダ						
		その他(メキシコ)						
		合計	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
	回答書に記載がないため、不明							
			1986-1990	1991–1995	1996-2000	2001–2005	2006-	合計
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数
+		英国 欧州(中程度汚染国)						
肉骨		欧州(低汚染国)						
粉	輸入実績	米国						
$\widehat{\mathbf{M}}$		カナダ その他()			+			
M B		合計	0	0	0	0	0	0
M		英国						
o o	暴露要因となった	欧州(中程度汚染国) 欧州(低汚染国)						
輸	可能性のある	米国						
入	MBM	カナダ						
		その他() 合計	0	0	0	0	0	0
	パナマではこれまでME	•		•	•			
			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-	合計
			トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数
		英国						
		欧州(中程度汚染国) 欧州(低汚染国)						
動	輸入実績	米国						
物		カナダ						
性 油 脂		その他() 合計	0	0	0	0	0	0
脂		英国						
の	見電亜口しなった	欧州(中程度汚染国) 欧州(低汚染国)						
輸入	可能性のある							
	動物性油脂	米国 カナダ						
		その他() 合計	0	0	0	0	0	0
	パナマはこれまで動物	<u> </u>	U	0	U	U	U	0
・遵守状況等	【生体牛】 1996年 BSE発生国を原産国とする生体牛の輸入を禁止。 【MBM】 【動物性油脂】 1996年 BSE発生国を原産国とする牛製品、牛副産物の輸入を禁止 2001年 BSEが発生国を原産国とする全ての製品の輸入を禁止							
-	(第三国経由での輸入 第三国経由での輸入	に対する規制)	リハで 示止					

	飼料規制の概要 ・遵守状況等	飼料給与規制 (2.1.1)	2001年 反すう動物由来の肉骨粉、血液、油脂及び他の危険部位を反すう動物の飼料として使用することを禁止。	
		飼料給与方法 (2.2.1.1)	子牛は初乳。 その後は、改良された天然牧草及びトウモロコシ、米、ソルガムの収穫後の廃棄物。	
		牛と豚・鶏との 混合飼養の有無 (2.2.1.3)	不明	
		飼料製造施設 (2.2.2.1) (2.2.2.3)	{飼料生産施設数} 1991-1995年 1996-2000年 2001-2005年 2006年以降 25 30 42 42 調査によると、全て混合施設で、1種の動物の飼料だけを生産している施設はない。	
飼料		規制の遵守状況	動物衛生総局(DINASA)が所轄している。 確認方法は施設の登録・検査、訪問、MBMの使用調査のためのサンプル採取。 確認結果に関する統計はなし。	
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		る規制の遵守状況	動物衛生総局(DINASA)が実施。 確認方法は施設・設備の通常検査とモニタリング。 2003-2007年に年間約10件の検査を行い、これまでに違反は見つかっていない。	
暴		飼料サンプリング (2.2.4)	飼料のサンプリング制度は2007年より開始された。 サンプルは飼料製造施設及び小売施設において採取されている。 {検査結果(2007年)} 牛、豚、馬及び鶏用の飼料について合計65サンプル分析を行い、全て不検出 検査の感度:反すう動物の副産物を1%レベルで、肉骨粉を2%レベルで検出	
露・増幅リスク		牛由来のMBMを給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について(2.2.5)	コメントなし	
	レンダリングの 実施状況	レンダリング施設数・ 生産量 (2.3.1.1)	データ無し(飼料製造・生産工場のデータのみ記載あり)。	
		レンダリング処理方法 (2.3.1.1)	データ無し。	
:		交差汚染防止対策 (2.3.1.1)	加工済み飼料のサンプリング結果により確認。	
			動物衛生総局(DINASA)が実施。 遵守状況確認の方法や確認結果は記載無し。	
	SRMの 利用実態等	SRMの定義 (2.3.1.1)	SRMの定義無し。	
和		SRM(頭部、せき柱、 せき髄、回腸遠位部)の 利用実態 (2.3.3.2)	データ無し。	
		SRM(頭部、せき柱、 せき髄、回腸遠位部)の 処理方法 (2.3.3.3)	動物用飼料の生産にこれらの部位は使用されていない。	
	その他 -	牛以外の動物の TSE発生状況 (2.4.1)	発生なし。	
		国内防疫規制 (2.4.2)	TSEに関しての記載なし(牛結核およびブルセラについて記載)。	

	母集団の構造		成牛の頭数:約70万頭
	サーベイランスの 概要・成績	実施対象及び 実施範囲	2006年5月にBSEの疫学的モニタリングに関するガイドラインを示し、BSEのサーベイランスを行っている。 システムはOIEのコードに基づいて行われており、牛群の分類は、OIEの陸性動物衛生規約(Terrestrial Animal Health Code)付録3.8.4.「BSEサーベイランス」第3.8.4.2.条「牛母集団の説明」の定義と同様である。 「臨床的に疑いのある牛」に分類される牛については、疾病が発見される可能性が他より大きいため、サンプリングはこの牛群に焦点を当てるべきであるとされている。
		カテゴリー別の年間母集 団(2006年)	記載なし
#		サーベイランス計画の 策定根拠	OIEのコードのタイプBサーベイランスに従いサーベイランス計画を策定。 成牛の頭数が約70万頭であることから、7年間で9万ポイント以上(年間約13,000ポイント)の蓄積が必要とされ、これを各県の牛の飼育頭数に基づき比例配分してサンプリング基準を設定。
ベイランスに		疑似患畜及び陽性患畜を 検出した際の処理に関す る規制	記載なし。
による検証		サーベイランスの成績	記載なし。
		試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法	歯列による年齢判定
		検査材料採取手法	ガイドラインにおいてサンプルの採材方法を規定。 視床、基部を含む小脳、橋及び閂部を含むように採取し、10%生食ホルマリン溶液で保存する。
		検査手法 (一次検査、確認検査)	病理組織学的検査。
	BSE認知 プログラム・ 届出義務等		記載なし。

2. 食	肉に関する情報				
と畜対象	トレーサビリティー (1.1)	記載なし。			
	を 畜頭数 (1.2)	記載なし。			
	と畜場の概要	と高場数 (2007年) (20施設			
	と畜前検査 (2.3)	[と畜前検査] 原産地証明あるいは健康証明書及び動物到着時の囲いにおける記録書類あり。			
	BSE検査	不明(記載無し) と畜場における検査実施要領は無し。 月齢は牛の歯列及び生産者からの証明書により確認する。			
	スタンニング (2.5)	・スタンガンを使用していると畜場数…3施設(20 %)、使用していないと畜場数…17施設(80 %) -使用していると畜場は全て弾丸が頭蓋腔内に進入する -圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法か否かは不明 ・と畜ハンマーを使用していると畜場数…17施設(80 %)、使用していないと畜場数…3施設(20 %)			
	ピッシング(2.6)	ピッシングに関する規則は無し。20%のと畜場でピッシングを行っている。			
各プロセスと畜処理の	SRMの除去 (2.7.1)	1) 中書刊時に葉的車業条準上左がら上株を旬雨し、せき転片を回収しているか。			
	SSOP、HACCPIC 基づく管理 (2.8) (3.4)	【と畜場】 SSOP及びHACCPは2001年10月10日付け命令352号及び2003年3月31日付け命令第81号で定められている。 SSOP及びHACCPを導入していると畜場は20%。 【食肉処理場】 SSOP及びHACCPは定められていない。			
食肉等の	食肉及び 機械的回収肉 (MRM)	機械的回収肉(MRM)は製造していない。			
クガの	内臓(4.2)	記載なし。			
そ の 他	日本向け輸出の 付加的要件等	かに載なし。			